

保険薬局各位

令和4年3月2日
一般社団法人三重県薬剤師会

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の留意点について

令和4年3月1日から実施している本事業について、三重県薬剤師会としての取扱いについて下記のとおりとしますので、ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

記

1 支援の補助対象者

新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者（処方上の取扱いが CoV 自宅、CoV 宿泊のみが対象）

※事業実施期間中であっても予算額に達した場合は、配送料等の支援は終了となります。

2 補助対象経費

① CoV 自宅、CoV 宿泊に対して患者宅等に薬剤を配送した場合の配送料

② 薬局の従事者（薬剤師を除く）が補助対象者の自宅等に薬剤を届けた場合の交通費（公共交通機関等の運賃等）（車の利用は補助対象外です。）

※薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、調剤報酬への加算（訪問：500 点、電話等：200 点）（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1， 2）が算定できるため、支援の対象外となります。

③ 上記①、②でタクシーを利用する場合、ラゲブリオ等の経口治療薬を処方当日に患者に届けなければならない場合に限定し、利用料は 3,000 円を上限とします。

※予算が限られております。多くの薬局の皆様にご利用いただくために利用制限をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

④ 薬剤交付の実績については、月ごとにまとめて指定のエクセルシートに記載し、翌月の 15 日までに三重県薬剤師会へメール（info@mieyaku.or.jp）で提出してください。

⑤ 月ごとの実績（エクセルシートへの記載）は、本事業の支援対象とならない 0410 対応も含めて 0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導の実施実績として報告してください。

⑥ 上記①～③について、利用料金等の証拠となる領収書、証明書等を必ず薬局で保管していただくとともに、その写しをエクセルシートの提出とともに三重県薬剤師会へ提出してください。（メールへの添付または FAX でお願いします。）

不明な点がございましたら、三重県薬剤師会事務担当までお問い合わせください。

事務担当 薬事情報センター

高村、阿部

電話 059-228-5995 FAX 059-225-4728